

# 申請から補助金交付までの流れ

## ① 交付申請書(様式第1号)を提出

※申請前に、よくご相談を！

(添付書類)

- ・規約(組織図や連絡網も含む)
- ・実施計画書
- ・構成世帯数の根拠書類

※世帯数は自治会便の配布数を基本とし、追加世帯があれば連絡網等に追加することも可能です。

※交付決定通知を受ける前に購入したものは、対象とすることはできませんので、ご注意ください。(ただし、山陽小野田市防災ラジオを除く。)

## ② 交付決定通知書(様式第2号)を受けた後に、申請内容の活動を行う。

- ・物品等の購入
- ・防災訓練等の実施

もし内容に変更があれば・・・

### 変更申請書(様式第3号)を提出

※若干の数量の増減や、金額の違いは、変更申請書を提出する必要はありません。

### 変更承認通知書(様式第4号)を市から受ける

## ③ 防災訓練実施後に、交付請求書(様式第5号)を提出

(添付書類)

- ・実施報告書
- ・経費の一覧表
- ・領収書の写し
- ・訓練状況と購入品の写真

## ④ 補助金の受取り(口座振込)